何が問題?

アメリカザリガニは日本全国に広く定着 し、水生植物を消失させたり水生昆虫の 局所的な絶滅を引き起こすなど、生態系 等へ大きな被害を与えています。また、 ザリガニペストや白斑病などを保菌し、 ニホンザリガニを含む在来甲殻類に大き な影響を与える可能性があります。

規制のポイント

- ●放出は禁止されます。適切な管理をせずに逃 げ出した場合も違法となることがあります。
- ●生きた個体の輸入、販売、購入や、販売・ 頒布を目的とした飼育等が規制されます。
- ●無償であっても、生きた個体を広く配るこ と(頒布)は規制されます。
- ●冷凍や加工などをして販売するために商業 的繁殖を行うことも規制されます。
- ●販売・頒布を目的としない場合でも、生き た個体の飼育等を業として行う場合は、逃 がさないように飼育等するための基準(飼 養等基準)を守る必要があります。
- ※頒布とは、有償・無償を問わず、不特定または特定 多数の者に広く配るような行為をいいます。
- ※飼育等には、飼育、保管、運搬を含みます。

これらに違反した場合は 罰金・罰則の対象となります

事業敷地内に勝手にアメリカザリガニ が生息している場合も、業としての飼 等に当たりますか?

敷地の所有者や管理者の関与が無い状況で 生息している場合は飼育等には該当しませ んが、給餌している場合などは飼育等に該 当します。

ザリガニ釣りを させることはできますか?

個体の持ち帰りをさせず、キャッチアンド リリース等する場合は、飼養等基準を遵守 していれば許可手続きは必要ありません。 個体の持ち帰りをさせることはできません。

問合せ先



規制に関する情報や必要な 手続き等についてはこちら

規制に関するご質問・ご相談については相談ダイヤルへ 環境省アメリカザリガニ・アカミミガメ

相談ダイヤル終了時期未定

0570-013-110

06-7739-7899

受付時間 AM**9:00 ~** PM**5:00** (12/29~1/3 は除く)

通話料は発信者の負担となります



手続きを希望する場合は 管轄の地方環境事務所へ

アメリカザリガニを 扱う事業者の方へ

外来生物法に基づき 条件付特定外来生物に指定



飼育・販売・購入等に ご注意ください



販売・頒布・購入を行う方へ

- ●生きた個体をペットあるいは釣り餌等とし て販売・頒布・購入することはできません
- ●販売・頒布・購入(販売・頒布に伴う飼 育等を含む)については、以下の手続き を行った場合のみ可能です

許可が必要)

- ●生業の維持のために生きた個体を飲食店用、学 術研究用、展示用、教育用、飼養生物の餌用に 販売・頒布すること(飲食店による購入以外の 場合には、購入側も許可を受けている又は届出 をしている必要がある。)
- ●生業の維持のために商業的繁殖を行って冷凍や 加工品の状態で販売・頒布すること(繁殖を行 わない場合は、冷凍や加工品の販売・頒布に手 続きは不要)
- ●学術研究、展示、教育、生業の維持のために生 きた個体を購入すること(ただし飲食店による 購入は手続き不要)
- ※「生業の維持」については指定時に行っている生業を継続 させることをいいます。
- 指定後に開始した販売・頒布に対して許可は出せません。
- ※防除事業として防除した生きた個体を販売・頒布する場合 は防除の確認・認定が必要です。

届出が必要

●牛きたアメリカザリガニを飼養生物の餌用とし て購入し保管すること

参照 規制の詳細はこちら



飼育・保管・運搬を業として行う方へ

販売・頒布・購入を行うかどうかに関わらず、生きたアメリカ ザリガニの飼育・保管・運搬を業として行う場合には、許可手続 きが不要な場合であっても、飼養等基準を守る必要があります。

飼育等を業として 行う場合とは ?

一般家庭以外で飼育等する場合で、営利・非営利を問 わず、反復継続して飼育等しており、社会通念上事業 の遂行と見ることが出来る場合をいいます。

●販売・流通業者、漁業者 ●動物園、水族館、博物館等 学校等(保育園・幼稚園や大学等を含む) ●都市公園等管理者 •飲食店 ●ザリガニ釣り事業者 ●防除事業者

参考の意等基準についてはこちら

以下のポイントを参考に、 アメリカザリガニが自力で逃げないよう飼育等してください

●容易に壊れない丈夫な施設で飼うこと

●施設の内部にアメリカザリガニが登って逃げ出すような構造物・樹木等がないこと

